

文教委員会記録

- 1 期 日 平成20年11月19日（水）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之
副委員長 安井裕典
委 員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、
石橋良三、犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

6 報告事項

- (1) 教育事務所の再編案について
- (2) 主幹教諭・指導教諭の職の設置について
- (3) 平成21年度広島県公立学校長の公募について
- (4) 広島県立総合体育館に係る指定管理者の候補者の選定について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（岩下委員） 資料番号3の平成21年度広島県公立学校長の公募について、幾つかお尋ねいたします。

この制度は、教育界の内外を問わず広く人材を登用する道を開くために公募制を導入したと聞いております。そこで、事前に応募人数をお尋ねしたところ、初年度29人に対して、ここ3年間は8～14人程度と、どうも明らかな減少傾向があるように感じられます。同様な制度を持っている横浜市の教育委員会にお尋ねしましたところ、こちらの方は平成17年から開始されておまして、応募数が当初は65名、その後、顕著な落ち込みはないというようなことを伺っております。規模の違い等はあると思いますが、実施要領の改善など課題があるのではないかと考えるのですけれども、今回の実施要領については、それらを勘案して修正されたものか、もし修正されたということであればどういった部分か、もしくは現状維持で行った

のかをお伺いたします。

○答弁（教職員課長） 校長の公募でございますけれども、これまでの公募におきましては、民間企業等で培われました専門性が発揮しやすく、また求めている校長像がイメージしやすいと考えまして、主に専門高校類型などの一定の類型に限定して募集してきたところでございます。しかしながら、委員御指摘のとおり、応募数が減少傾向にありまして、結果として必ずしも幅広い要望にこたえられるものではなかった面もあるのではないかと考えております。

こうしたことから、今回実施する公募におきましては、一層幅広く募集するため、一定の類型に限定することなく、すべての県立高等学校を対象を拡大するとともに、新たに公立中学校においても募集することといたしたところでございます。

○質疑（岩下委員） 具体的には大きな修正が入ったというわけではないという理解で正しいでしょうか。

○答弁（教職員課長） 具体的な公募の要項については、これまでは類型を限った募集をしておりまして、限定を外しまして、すべての高校、中学校を対象とするということでの拡大を図ったところでございます。

○質疑（岩下委員） ということになる、募集に当たって、そういった変更を加えたといったようなところは、ホームページ上もしくは公募要項の中ではっきり明確化されているのでしょうか。

○答弁（教職員課長） 公募要項をごらんいただくと違いがおわかりになるのではないかと思いますけれども、このたびマスコミ各社の方々にも御説明したところでございまして、その際には昨年度との違い、変更を加えました点についても御説明をさせていただきます、その周知に努めているところでございます。

○質疑（岩下委員） 少し違った観点でお尋ねしたいと思います。

選考に当たって書類選考と、それから面接選考の2段階で実施されているようですけれども、まず第1段階の書類選考での合格者数、合格率といったものは、どのような推移になっているのでしょうか。

○答弁（教職員課長） 平成15年度から実施しておりますけれども、順に申し上げますと、15年度につきましては応募者数29人に対しまして1次合格者数が7人、16年度につきましては応募者数21人に対しまして1次合格者数が4人、17年度につきましては応募者数8人につきまして1次合格者数が4人、18年度につきましては応募者数14人に対しまして1次合格者数が4人、19年度につきましても応募者数10人に対しまして1次合格者数が4人でございます。

○質疑（岩下委員） おおむね4人ぐらいが2次選考に残って、その中から最終結果になっているということです。ただ、結果的には採用という形で実現したのが平成15年度の1人だけということからすると、制度の目的とするところが本当に実現できているのかの判断は、非常に難しいところだと思います。

そこで、外部の人材というか、教育界以外からも人材を集めようとしたときに、

公募制度にもいろいろな制度があると思うのです。横浜市教育委員会では、庁内というのですか、横浜市役所の中で、ほかの部署からの公募といったようなこともやっているのです。庁内公募をして、その中で広くいろいろな人材を集めようとしているというような取り組みもやっているとお聞きしました。そういったことから考えて、広島県でも取り組んでみたらどうかと考えるのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○答弁（教職員課長） 御指摘のとおり、事務局職員からの校長への登用につきましては、今年度につきましては、総合技術高等学校の校長が県立美術館の事務局長から就任するなど、過去にも事務職からの校長の登用というのをやっているところでございまして、校長としての適任、適格者がいれば、この取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○要望（岩下委員） ということは、外部の人材登用は少しずつではあるけれども、ある程度できているということにはなると思うのですが、やはりもともと全く関連のない外部からの人材を受け入れたいという観点からすると、実績がなかなか伴わない。横浜のお話ですと、応募人員がほうっておくと少なくなるということで、いろいろなところをお願いに出かけて受験していただくような働きかけといったようなことをかなり積極的にやっていらっしゃるようです。そういった意味で、もしこういった制度をしっかりと運営していくという観点に立てば、そういった努力も必要ではないかと思しますので、これは要望ですけれども、今後の活用に向けて頑張っていたきたいと思えます。

○質疑（安木委員） 環境教育について教えていただきたいと思えます。

地球温暖化防止をどのようにしていくかということは、現代の本当に重要課題であるわけですが、学校の教育現場では環境教育にどのように取り組まれているのか、概略で結構ですので、教えていただけませんか。

○答弁（指導第一課長） 学校教育におきます環境教育について、理科とか社会科、あるいは総合的な学習の時間を中心に多くの学校で行われております。例えば、昨年度の例でございますが、総合的な学習の時間に環境学習を実施している学校を調べたところ、小学校では約8割、中学校では約5割弱が実施しております。また、教育委員会ではこうした学校や地域の取り組みを支援するために、指導主事が学校に訪問して指導を行う、さらには教育資料の中に環境教育という項目をつくりまして、その進め方について提示をしているところがございます。

また、教員の指導力をつけるという観点からすれば、県立教育センターのサテライト研修であるとか、初任者研修であるとか、10年経験者研修などでも取り上げているところがございます。

○質疑（安木委員） 今も環境教育については、総合学習の時間を使って取り組まれていると考えてよろしいですか。

○答弁（指導第一課長） はい、そういうふうなことで取り組みは継続されると思って

おります。

○質疑（安木委員） ちょっと別な角度になるかもわかりませんが、環境に関して、先日の新聞報道に、政府は温室効果ガスを削減するために、公立の小・中学校に太陽光発電の導入を促進する制度をつくるという方針を明らかにしたとありました。しかも、おもしろいのは、本年10月から始まった国内排出量取引制度に基づいて、企業が学校の太陽光発電設備の設置費用の一部を負担する、その資金の度合いに応じて、その企業の温室効果ガスの削減量に算入できるようにするそうです。企業に比べて学校などの公共施設は温暖化対策がおくれているということで、今年度内にはモデル事業を始める見通しという記事がありました。学校にとっては、企業に資金を出してもらうことで太陽光発電設置の費用負担が軽くなる、その上、学校にかかる光熱費も安くなる。企業にとっては排出量取引ができるので、減産をしなくても温室効果ガスを削減したことになる。このような取り組みが始まることについては御存じかと思うのですが、商工労働局や環境県民局等も関連してくるのですが、何か業務として掌握されていることがあれば教えていただきたいと思います。

○答弁（施設課長） 今、委員がおっしゃいました報道は、私たちも承知しております。しかし、それにつきまして現時点での話でございますが、文科省としては、これまでエコスクール・パイロットモデル事業というのがございますが、この活用をもって取り組んでいきたいと意思表示をされています。

エコスクール・パイロットモデル事業というのは、委員がおっしゃるように、内容としましては環境教育の教材として活用できる学校施設を整備していこうという趣旨でございますが、内容的には原則といたしまして、学校施設の新築、増築、改築があるときに、あわせて行われます。今おっしゃいましたように、具体的にはやはり太陽光発電が主でございます。そういったものについて補助の単価とか、補助の面積を加算するという措置がされてございます。

広島県におけるパイロットモデル事業の実績はございませんで、平成10年以降の実績について言いますと、これまで7つの小中学校で、今申し上げましたような太陽光発電が中心でございますが、既に導入され、あるいは導入予定でございます。

○質疑（安木委員） エコスクール・パイロットモデル事業は、何年か前からあったということですが、今回の制度は、また新たに政府としてやっていこうと、この10月から排出量取引が始まったということで、企業との関連が出てくるということのようです。国が動いている中、状況としてはまだわかりませんが、県内のどこかの学校で、企業との関連で、太陽光発電の費用を出してもらうようなモデル事業ができれば非常にいいのではないかと思います。また、この取り組みそのものが大きな環境教育にもなるのではないかと思います。ぜひ調査をしていただいて、検討をお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○答弁（施設課長） おっしゃるとおりだと思いますので、必要な情報は収集して、ま

た我々も得た情報は必要な範囲で提供してまいりたいと考えております。

○質疑（犬童委員） 教育事務所の再編の問題ですが、この前から特に東部地区について、地元の議会も努力をされて、当初、尾道に教育事務所を置くということで私たちに説明があつて、福山市を中心にちょっと待ってくれということで異議が申し立てられて、なかなかその後、東部の方が決められない。12月末までには決めないと、来年4月1日からの実施には、体制づくりが間に合わないということで注目されているわけですが、県の教育委員会と市町の教育委員会のそれぞれの役割分担というのですか、任務分担で、新しい分権の時代ということで、いろいろな権限移譲の問題も含めて、広島県教委として、今後どういうふうに持っていこうとされているのか。その辺をやはりきちんと明らかにして、その上に立って、この3つの事務所に再編をする。その中で、東部はこういう位置づけをしたいというのが出てこないといけないと思うのですが、教育長、その辺はどうですか。

○答弁（総務課長） 教育事務所の再編につきまして、教育長が6月、それから9月の定例会でも考え方等について答弁しているところでございますけれども、まず、県、市町のそれぞれの役割でございますが、県においては県全体の教育水準の維持向上、それに伴いまして教育施策の均衡のとれた展開でございます。それから、義務教育につきましては、その前提といたしまして、本来は設置者である市町がそれぞれ責任を持ってやるというふうと考えております。そういったことで、特色づくりを出していただければと思っております。

そうは申しまして、先ほども申しましたように、県全体の教育水準の維持・向上といったような観点から見たときに、市町の指導体制についても、整備されてきておりますが、まだ十分でないところもあるといった状況を踏まえて、県はこれからさらにそういったところについては支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○質疑（犬童委員） 東部地区の抱えている教育的な課題というのですか、そういうものは特徴的にどういうのがあるのかということです。いや、それは全県的にもあるのですと言うのか、その辺はどうなのですか。今、尾道だ、福山だとか、いろいろな議論をされていまして、何か西部や北部とは違って、県教委としては東部地区では、今後、教育行政でこういう問題を特に扱っていかねばいけないというものがあるわけですか。

○答弁（総務課長） 事務所の位置につきましては、この再編案にもお示ししておりますように、現在地を基本とし、各支町の利便性を考慮する。それから、中核市であれば研修権が移譲されているといったことを考慮する。さらには、東部の場合であれば、福山市への人事権の移譲が現在、国によって検討されているといったようなことを考慮しながらやっております。ただ、先ほど申されました福山の状況ということですが、平成10年に県と福山市が国からは是正指導を受けたということがございますが、その後、福山市でも取り組みをずっとされておりますし、是正ということ

につきましては、再編後においても、後退することのないように教育事務所と本庁が一体となって取り組んでいくものと考えております。

○質疑（犬童委員） 福山市議会が、けさも見えていらっしゃるのです。福山市選出の県議会議員に、福山市議会としての要望をお伝えしたいということだったと思います。恐らく皆さんの方にも福山市議会から文書か何かで出されているのではないかと思いますのですが、市議会が言われていることは主にどういうことなのですか。

○答弁（総務課長） けさの要望というのは、私は承知していませんが、9月12日、それからその後ももう一回出されましたが、中身的には東部教育事務所の位置については行政客体である児童生徒数や学校数が多い福山市が適当である、さらには、先ほど申しあげました人事権の移譲がなされていない状況の中では、教職員の数が多く人事管理業務も多い福山市に事務所を置く方が業務の効率性の面から適当であるというような要望でございます。

○質疑（犬童委員） 福山の皆さんの心配や要望されることも一理あると思うのです。同時に、一度尾道市に置くということが表に出たわけです。だから、福山市議会はそれでは困るということで来られたわけです。尾道市から、この問題について具体的に何か皆さんに要望なり主張なりが来ているのですか。

○答弁（総務課長） 尾道市の方はそういったことはございません。

○要望・質疑（犬童委員） 年末までに決めたいというあなた方の説明資料を見ると、福山には福山独自で大分体制ができてきた、だから、正直言ってほかの地区に持っていきたいとの思いがにじみ出たというか、説明になっているわけです。いずれにしても、やはり教育ですから、今も市町の教育委員会が全面的に学校の面倒を見ると言う表現が悪いですが、お互いに指導したりしているわけですし、地域の協力とか主体性とかがなければ進まないと思うのです。だから要望でも、この問題については、どこに決めるにしても理解が得られるような取り組みを、難しいでしょうけれども私はしていただきたい。後で問題が残るようなことにはならないようにしていただきたい、これは要望しておきたいと思います。

それから次に、主幹教諭と指導教諭の問題です。私も学校現場をよく知っているわけではないので、偉そうなことを言うつもりはないのですが、これまでもこれに類する方たちがいらしたということもあるのですけれども、具体的に今回きちんと主幹教諭と指導教諭という職を設置するということですが、だれが見ても、なるほどあの人だったらすばらしいとか、選考基準があると思うのです。管理職は皆そうですし、県庁、一般もそうですけれども、やはり周りの同僚たちというのですか、あるいは保護者を含めて、地域を含めて、あの人だったらさすがにすばらしいという人を選んでいかなかったら、何だとなったり、なってから一つもいいことになっていないということになりかねないと心配もしています。その辺の選考基準というのは、抽象的ではなくて、きちんと公にできるものをつくっていかねばいけないと思いますが、その辺はどうですか。

○答弁（教職員課長） 委員御指摘のとおり、主幹教諭でありますとか指導教諭につきましても、主幹教諭であれば、一定の校務を整理して対外的な窓口の役割を果たすといったこともございますし、指導教諭であれば、すぐれた指導力といったところが役割の大事なところになってくると思います。したがって、そういったところにつきましても、しっかりとした選考によって、その能力を見きわめて配置することが大事になってくようかと思っておりますので、現在、その基準等の詳細につきましても、検討・調整中でございますけれども、委員の御指摘も踏まえまして調整してまいりたいと考えています。

○要望・質疑（犬童委員） 民間会社でもそうですけれども、最近は管理職を決めていく場合でも、やはり必ず基準を従業員にも示しているわけです。経験年数だとか、こういう技術を持っているとか、そういうものを明らかにして、だれが見ても納得できる選考をしてほしい。経験年数とか、それから科目とか、どういうことを教えていращやるのか、そういったことを地域的なものもあると思うのですけれども、その辺をぜひ加味して選考基準が決まったら公開する、その上で納得のできるものにしてほしいと思います。それからいろいろあっても、学校現場の周りの先生たちが理解できなかつたら、あの人がなったのなら私たちはどうなのかということになるといけないと思うのです。いろいろ問題は指摘されていますけれども、やはり組織運営体制ができていかなければいけない。その辺はぜひお願いをしたいと思っております。

公立高校の学校長の公募でも同じだと思うのです。公募する以上は、基準なりそういうものがきちんと明らかにされて、選考基準はこうなのだと示していかなかったら、あるいはどういう人たちが選考委員になって選ぶのだということが明らかにされないといけないのではないかと思っているのです。したがって、学校長の公募についても、その点は、教育長に要望ですけれども、私はやはり明らかにされた方がよりいいのではないかと思います。どんなことを言っても地域の皆さん、教職員組合の協力がなかつたら、いきなりぼんと落下傘みたいに行っても、きょうから校長になったのだから、私はこの方針だというようなことを言ったって、ロボットを扱うのではないのですから、教諭の皆さんも子供たちも地域の人も生きている人間ですから、その辺の納得がいかなかったら、一人で悩み過ぎることにもなり、過去にもそういう例があるわけです。あなたに言われなくてもそんなことはわかっていますと言われるかもしれませんが、私はぜひ、その辺は今までのことの総括をされた上で、変えるべきところなどを検討した上で、ぜひ進めていただきたいと、要望しておきたいと思うのです。

話が変わりますけれども、きのう、豊島大橋が開通しました。そして、岡村島を越えて愛媛県までが交流圏になり、一体とした地域になったわけです。ですから、消防関係は、きのう午後から呉市と今治市が、消防防災協定を結びまして、今後は救急患者の問題とか、県境を越えて、お互いが協力し合おうということになったわ

けです。それはそれでいいことだと思っているのですが、教育問題で愛媛県側の小さな島といえども子供たちがいるわけです。学校があるわけです。非常に子供が少なくなっているという問題があるわけで、教育関係でお互いが協力し合うというのですか、そういうふうに県境を越えてやっていかなければいけないというのが現実になってきていると思うのです。近い将来、あるいは現在、もうそこは進んでいまずと言われるのか、その辺はどうなっているのですか。

○答弁（教育長） 2つに分けて考えなければいけないと思います。それは義務教育と高等学校教育です。

義務教育につきましては、小中学校の設置義務が市町村にございますので、それぞれ責任を持って子供の教育をするということで、県境を越えるというのは、ある程度のものがない限りは普通行わないということです。高等学校につきましては、広島県の場合は島嶼部で言うと、今ちょっと正確な名前を覚えていないのですが、因島高校は愛媛県から受け入れを行っていたり、東城高校では哲西町、哲多町から、また、芸北分校では金城町の方から、また大竹高校では和木町の方からということで、県境の部分については一定の話をして、やっているところがございまして、このところは、これまでもやってきたところで特段の変更をすることもなく円滑な教育を進めていければと思っております。

○意見・質疑（犬童委員） 教育長が言われることは、今までのスタンスとしてはわかるのですが、島嶼部というのはどこも子供が非常に少なくなっているのです。地域にとって教育問題はやはり深刻な問題になってきているわけです。

今のところ大三島の方に橋がかかることは、とてもではないが莫大なお金がかかるので、愛媛県は全くその気がないらしいです。そうしますと、県境の変更はなかなかできないのですが、私は義務教育段階においても、大崎下島から向こうの愛媛県側の島の子供たちの教育の問題というのは、子供の教育の充実という視点から、どのぐらい子供がいるのか、私も島に渡ったわけではありませんけれども、これからも島で生きていこうとする人たちの教育条件をどう保障していくかということは、双方の県が、あるいは市町が話をして取り組むべき課題ではないかと思うのです。

簡単にはいかないと思いますけれども、子供たちには行政の壁は関係ないのでありまして、お互いが、これは行政区域別ですから、それぞれやりなさいということだけでは、私は追いついていかないと思うのですが、教育長はどう思われますか。

○答弁（教育長） 今、法令上のことを知悉していない部分もございまして、何とも言えないところもあるのですが、例えば県内で過去の86市町村の時代のことを申しますと、複数、主に2つだったと思いますが、行政体が一緒になって組合立の学校をつくったりというようなこともございます。これが県をまたいでできるかどうか、実情に応じて子供の教育にとって大事なことはやっていかなければいけないと思いますが、ちょっと今、制度上のことを承知していないので、言及しかねます。

○要望・質疑（犬童委員） 県境を越えて島も一つになったわけです。その点は考えて

いく課題ではないかと思しますので、研究をしていただきたいと要望しておきます。

もう一つお聞きしたいのは、今、派遣労働者などで、親が非常に困窮している家庭がふえて、健康保険に加入していないということで、本県でも健康保険に加入していない家庭の子供が学校に来ている。そうすると、そこで起きてくるのは、例えば学校の授業中にけがをしたり病気になったりした場合、その子は健康保険に入っていないということで全国的に非常に問題が生じている。この前、統計を見ますと、この広島県も何人かありました。その辺は、実態として学校現場ではつかんでいらっしゃるのですか。

○答弁（教育部長） 数字的なものは、申しわけございませんが、把握しておりません。

○要望（犬童委員） この前、どこかの新聞にそういう事例が載っていました。それは教育委員会の問題ではないと言え、それまでですけれども、現実には学校は保健室も構えて、預かっている時間においては、子供たちの健康問題、けがの問題とかは重要な問題としてある。それに対して、健康保険証を持っていない子供たちというのがかなり出てきているということは、やはり教育委員会も調査をされて、どうするのかということ、もちろん救急患者については病院が受けないということではないのでありますけれども、考えていっていただきたいと思しますので、ぜひ実態の把握をしていただきたいと思します。

(4) 閉会 午前11時22分